

平成 31 年度(2019 年度)

事業計画書

社会福祉法人 ありんこ

◇本部	1 ヶ～
◇障害福祉サービス事業所ありんこ	6 ヶ～
◇ライフサポートセンターさかえ	16 ヶ～
・ GH あさひ GH そよかぜ	17 ヶ～
・ 短期入所事業所 ありが亭	20 ヶ～
◇ライフサポートセンターありんこ	21 ヶ～
・ 富士北麓障がい者相談支援センターありんこ	22 ヶ～
・ 障がい者就業・生活支援センターありす	25 ヶ～
* 富士北麓基幹相談支援センターふじのわ事業計画	29 ヶ～

**社会福祉法人あらんこ**  
**平成31年度事業計画書**

**<法人の概要>**

種類及び名称	社会福祉法人あらんこ	
所在地	山梨県富士吉田市大明見1丁目13番28号	(TEL)0555-22-7217
責任者	理事長 渡邊秀樹	
設立年月日	平成13年10月26日	

**<法人の事業>**

**■第二種社会福祉事業の実施**

H31年4月1日現在

種類及び名称	障害福祉サービス事業所あらんこ				
所在地	山梨県富士吉田市大明見1丁目13番28号				
電話番号	0555-22-7217		FAX番号	0555-22-7218	
代表者	施設長 桑原由紀枝		サービス管理責任者	桑原由紀枝	
事業開始年月日	平成22年4月1日			金森大	
事業	自立訓練(生活訓練)	定員 6 (現員 7)	事業所番号	山梨県指定 第1911200275号	
	就労移行支援	定員 6 (現員 6)	開所時間	9時～16時30分(7.5時間)	
	就労継続支援B型	定員30 (現員33)	開所日	月～金曜日(土日祝日の開所あり)	
	就労定着支援		開所日数	当該月数から8日を除した日数／月	
職員	職種	施設長兼サービス管理責任者	副施設長兼生活支援員	サービス管理責任者兼職業指導員	生活支援員
	人數	1	1	1	5
	職種	就労支援員	職業指導員兼就労定着支援員	目標工賃達成指導員	調理員
	人數	1	1(兼務)	1	4
サービス内容	生活訓練	基本的な生活リズムを確立し、自立した生活を営むため時間や金銭の管理能力、炊事や洗濯、掃除などの家事能力、対人関係を築くコミュニケーション能力、健康で衛生的な身体保持のための自己管理能力や体力などの向上及び習得を目標に、一定期間必要な学習や訓練の提供を行います。			
	就労移行	① 一般就労に必要な基本的知識や能力の習得、向上を目的とした、健康で健全な生活の確立、働く意欲や意識の育成、言葉遣いや挨拶などコミュニケーション能力の学習、通勤等移動手段確保の訓練など必要な支援カリキュラムによる指導、訓練を行います。 ② 作業能力の開発や技術習得を目的に、事業所内における受注作業や生産活動、農作業やリサイクル作業などを通じ、可能性を引き出し職種の選択の幅を広げ、就労に結びつけられる支援の提供を行います。 ③ 施設外就労や支援をはじめ、一般就労に向けた様々なプロジェクトを活用し、職場実習や訓練を行い、より具体的に必要な能力の習得とマッチングを図ります。			
	就労定着	所定の障害福祉サービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業所等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行います。			

種類及び名称	障害福祉サービス事業所ありんこ
サービス内容	<p>就労継続B</p> <p>①企業からの受託作業(部品組み立て、印刷物等仕分け、紙器加工、野草等の計量梱包、バリ取り、資料や看板作成など)。</p> <p>②野菜や果物等作物を栽培する農作業、収穫物や仕入れ品を活用した調理作業、古着や廃棄物を活用したリサイクル作業、ビーズや和紙等を利用した製品作り等を展開し、事業所、道の駅、インターネット、各種イベントなどで販売します。</p> <p>③就労に必要な知識や能力の開発、習得のための指導や支援に取り組むと共に、うどんカフェ及び企業等における実習や施設外就労、施設外支援等を実施し、就労移行支援につながる育成を図ります。</p>

### ■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称	グループホームあさひ		
所 在 地	山梨県富士吉田市旭 2丁目15番12号 (TEL)0555-22-3770		
バックアップ施設	障害福祉サービス事業所ありんこ		
事業開始年月日	平成 19 年 11 月 1 日	管理者	桑原 節子
事 業 所 番 号	山梨県指定 第1921200026号	サービス管理責任者	渡邊 淳一
職 員	世話人6名 (常勤兼務 2名・非常勤 4名・非常勤兼務 1名)		
利 用 定 員	5名(男性)(現員 3)		
従 た る 事 業 所	グループホームそよかぜ		
所 在 地	山梨県富士吉田市下吉田5丁目13番18号 (TEL)0555-23-0294		
利 用 定 員	7名(女性)(現員 7)	事業開始年月日	平成19年11月 1日
事業の運営方針	障害をもつ方が、地域で当たり前に生活できるような環境づくりを目指し、本人の意思及び人格を尊重し、健全で主体的な生活が送れるように、利用者の立場に立って援助を行い、自立生活や地域活動の充実を図ります。		

### ■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称	短期入所事業所ありが亭		
所 在 地	山梨県富士吉田市旭 2丁目15番12号 (TEL)0555-22-3770		
バックアップ施設	グループホームあさひ	管理者	桑原 節子
事業開始年月日	平成 30 年 4 月 1 日	事業所番号	山梨県指定 第1911200473号
利用定員	3名		
職 員	生活支援員 5名(兼務)		
事業の運営方針	障害をもつ方が、地域で当たり前に生活できるような環境づくりを目指し、本人の意思及び人格を尊重し、健全で主体的な生活が送れるように、利用者の立場に立って援助を行い、自立生活や地域活動の充実を図ります。		

## ■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称	富士北麓障がい者相談支援センターありんこ (障害者相談)		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555-30-0505	FAX番号	0555-30-0506
代表者	管理者 角張 洋和	事業開始年月日	平成23年 4月 1日
相談担当者	相談支援専門員3名 (専任1名(常勤)・専任1名・兼務1名(非常勤))		
事業の目的	<p>①指定計画相談支援及び指定障害児相談支援 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう心を配り、利用者または障害児の保護者の選択に基づき適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、関係機関と連絡調整を行いながら障害福祉サービス等の利用を希望する方に、サービス等利用計画案作成からモニタリングに至るまでの一連の相談支援業務を行います。</p> <p>②指定一般相談支援事業 精神病院や入所施設から退院、退所し、地域での生活が可能な方の地域移行に係わる支援や、地域での生活が安全に安心して営まれるよう地域定着に必要な支援を利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち関係機関と連携を図りながら適切な支援を提供します。</p>		

## ■公益事業の実施

種類及び名称	障がい者就業・生活支援センターありす (国、県からの委託事業)		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555-30-0505	FAX番号	0555-30-0506
代表者	センター長 三浦 誠	事業開始年月日	平成23年 4月 1日
職員	主任就労支援員(常勤1名) 就労支援員(常勤1名) 生活支援員(常勤1名・非常勤兼務1名)		
事業の目的	就職を希望する障がい者、職場不適応により離職した障がい者や離職のおそれがある在職中の障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。		

## ■公益事業の実施

種類及び名称	訪問型職場適応支援者事業		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555-30-0505	FAX番号	0555-30-0506
代表者	センター長 三浦 誠	事業開始年月日	平成28年 4月 1日
職員	訪問型ジョブコーチ 2名(兼務)		
事業の目的	<p>事業所の上司や同僚による支援(ナチュラルサポート)にスムーズに移行していくことを目指し、対象障害者がその仕事を遂行し、その職場に対応するため、具体的な目標を定め、支援計画に基づいて支援します。</p> <p>障害者ご本人だけでなく、事業所や障害者の家族も支援の対象とします。</p>		

## ＜法人の運営＞

理事会の開催………	6月(事業報告、収支決算の承認ほか) 6月(役員改選・補正予算の承認ほか) 3月(事業計画、収支予算の承認ほか) その他必要に応じて理事長が招集
評議員会の開催………	6月(事業報告、収支決算についての審議ほか) 6月(役員改選・補正予算の承認ほか) 3月(事業計画、収支予算についての審議ほか) その他必要に応じて開催
法人内部監査………	5月(終了後理事長に提出し理事会で報告。富士吉田市長へも提出)
法務局への登記………	資産、役員、定款等に変更ある場合(6月及び必要時)

## ＜その他＞

- ・地域における公益的な活動の推進
- ・地域における障がい者や障がい福祉についての啓蒙・啓発活動
- ・大規模災害や地域ごとに予測される災害への対策や福祉避難所の在り方の検討
- ・富士北麓地域基幹相談支援センターへの職員派遣
- ・今後の事業展開とビジョンの策定～新規事業を見据えた活動
- ・ホームページや情報公開サイトの更新などの、外部への情報発信の整備を行っていく

＜理事・監事＞

役職名	氏名	職業	就任期間
理事長	渡邊秀樹	会社役員・福祉団体役員	H29.7.1～H31.6
理事	宮下くに江	福祉団体代表・市知的相談員	H29.7.1～H31.6
理事	高橋敏夫	福祉団体役員・保護者団体役員	H29.7.1～H31.6
理事	小俣勲	福祉団体役員・市相談員	H29.7.1～H31.6
理事	大森康宏	介護施設職員・ケアマネージャー	H29.7.1～H31.6
理事	辻澤文男	福祉事業主・村相談員	H29.7.1～H31.6
理事	桑原節子	管理者	H29.7.1～H31.6
監事	勝俣高明	公認会計士	H29.7.1～H31.6
監事	渡邊勝義	福祉団体役員	H29.7.1～H31.6

＜評議員＞

氏名	職業	就任期間
伊藤正範	福祉団体会長	H29.4.1～H33.6.30
勝俣進	NPO法人理事長	H29.4.1～H33.6.30
萱沼俊夫	会社役員・元ボランティア団体会長	H29.4.1～H33.6.30
佐藤幸治	保護者会副会長	H29.4.1～H33.6.30
白須重光	保護者会会員	H29.4.1～H33.6.30
遠山睦子	寺役員	H29.4.1～H33.6.30
藤井悦子	介護サービス事業所施設長	H29.4.1～H33.6.30
渡辺美範	会社経営・ボランティア団体役員	H29.4.1～H33.6.30

＜評議員選任・解任委員会＞

氏名	職業	就任期間
三浦廉男	ボランティア団体役員	H29.4.1～H33.6.30
宮下正男	富士吉田市監査委員	H29.4.1～H33.6.30
渡辺昇子	会社経営・倫理法人会富士吉田会長	H29.4.1～H33.6.30
白須久美子	法人事務局	H29.4.1～H33.6.30

# 平成31年度事業計画

## 障害福祉サービス事業所ありんこ

### 1. はじめに

平成22年度に多機能型事業所として開所し、今年度で10年目を迎えようとしています。

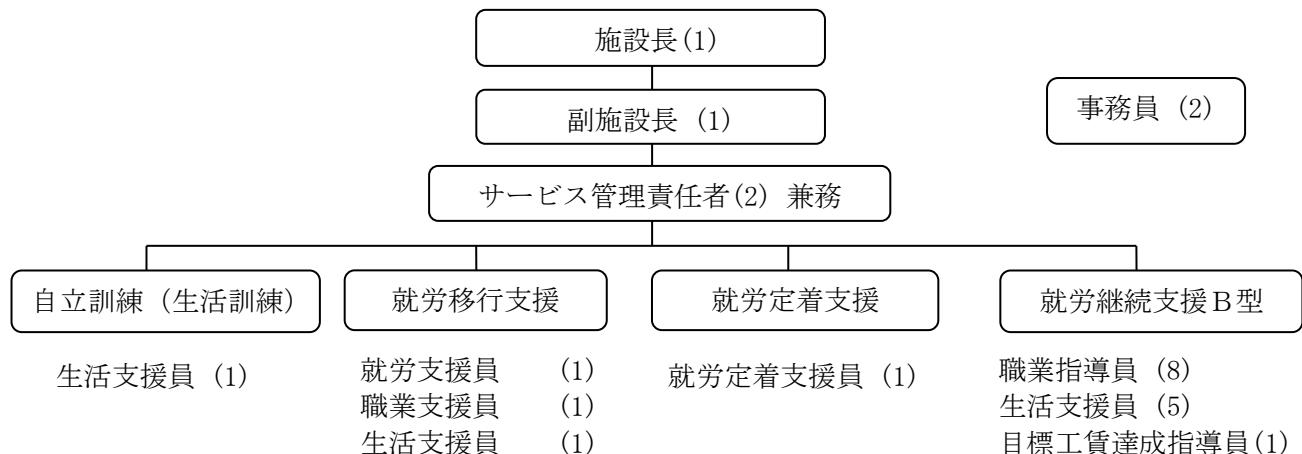
スタート時は、利用者32名、職員11名でしたが、平成31年3月31日現在の在籍者は、利用者43名、職員25名となり、4月からはさらに支援学校卒業生6名を新規利用者として受け入れ、自立訓練・就労継続支援B型・就労移行支援、各事業共に定員を満たし、上回る事業もある状況です。自立訓練・就労継続支援B型から就労移行支援・一般就労へとつながる支援を構築し、新たな利用希望者を受け入れができるように努めてまいります。

また前年度からの懸案事項であった「就労定着支援事業」を、今年度新たな事業として開始し、一般就労に移行した対象者のニーズに対応した支援ができるよう体制を整えてまいります。

今年度も、個々の利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるよう努めると共に、障害者を取り巻く動向に目を向け、地域社会のなかで当事業所に求められる使命や役割に応えることができるよう、個々の職員の意識改革や研鑽、スキルアップを目指してまいります。

### 2. 事業所の運営業務及び内容

#### (1) 組織図及び職員体制



職名	常勤	非常勤	備考	資格
施設長	1		女1	介護福祉士1
副施設長	(1兼務)		女1	介護福祉士1(兼務)
サービス管理責任者	(1兼務)	(1兼務)	男1 女1	介護福祉士1(兼務)
生活支援員	4(1兼務)	3	男1 女6	介護福祉士2
職業指導員	2	8(2兼務)	男5 女5	栄養士1・1号ジョブコーチ2
就労支援員	1		女1	社会福祉士・介護福祉士
就労定着支援員		(1)	男1	
目標工賃達成指導員	1		女1	
調理員		4	男1 女3	
事務員	1		女1	
合計	9	17	男8 女18	

## (2) 事業所の管理運営方針

### ① 基本理念

福祉サービスを必要とする利用者が、地域社会の中で個人の尊厳や権利が保障され、その有する能力を最大限に發揮し、希望する生活を健全に営むことができるよう、利用者の立場に立ち利用者の意向を尊重した支援計画のもと、多様な福祉サービスを連携と和をもって総合的に提供することを目的とし、地域にあっては地域に根差し貢献できる事業所であることを基本理念とします。

### ② 人権への配慮

利用者の人権に配慮し、個人情報の保護に関する要項、職務規定等に則って周知徹底を図ります。

### ③ 地域貢献への理念

ありんこ創設以変わらぬ理念が、“地域と共にある”ことです。事業所の中で或いは福祉サービスの枠の中で完結してしまうだけの支援や活動ではなく、一般社会の中で理解を得、認められ、実を結んでいけることを目的に、事業所が、あるいは利用者や職員が出来ることを通して地域貢献や奉仕活動に取り組みます。

## (3) 利用者状況（平成31年4月1日現在）

生活訓練		20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	合計
	男	3	0	1	0	0	0	4
女	1	0	0	1	1	0	0	3
計	4	0	1	1	1	0	0	7

就労移行		20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	合計
	男	2	1	0	0	1	0	4
女	1	1	1	0	0	0	0	3
計	3	2	1	0	1	0	0	7

就労B継続		20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	合計
	男	0	8	4	6	2	0	20
女	0	1	3	2	5	2	13	
計	0	9	7	8	7	2	33	

### 3. サービスの概要

#### (1) サービスの内容

##### ① 自立訓練（生活訓練）

基本的な生活リズムを確立し、自立した生活を営むため、時間や金銭の管理能力、炊事や洗濯、掃除などの家事能力、対人関係を築くコミュニケーション能力、健康で衛生的な身体保持のための体力作りや自己管理能力などの向上及び習得を目標に、一定期間必要な学習や訓練を提供します。

前年度3月をもって、1名の方が就労継続支援B型に移行し、今年度は新たに新卒者3名が利用されることになります。利用者さんの中には、将来的に就労移行支援に移り、就職を目指したいと希望する方もおられますので、さらに就労移行支援との連携を強め、生活リズムや衛生面、コミュニケーション等、就労するうえで基礎となる生活能力の向上に向けて取り組んでまいります。既に、施設外作業（ベットメイキング）の体験実習をしている方もおり、他の方にも良い刺激となっていると思われます。また、従来取り組んでいた家事訓練、イベントや各教室（陶芸、料理、茶道）への社会参加、地域資源の利用なども引き続き行い、四季を味わいながら、心豊かに過ごし、あらんこに通うことが楽しいと感じられるよう取り組んでまいります。



## ② 就労移行支援事業

一般就労を目指す方に、様々な職業訓練（免許や資格取得のための学習、履歴書の書き方、面接練習、職場マナーの習得、企業実習など）を一定期間提供し、職業能力を高め、就職活動や職場定着が不安なく行えるようにサポートします。

また、雇用先企業や実習先企業の開拓や充実のための取り組みを、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等と連携して行います。

## ③ 就労定着支援事業

一般就労されている障害のある方が、長く職場に定着できるように、働きやすい環境づくりをするためのサポートをします。一般就労から6ヶ月経過後～3年を上限にサービスを提供します。企業や医療、福祉等、関係機関との連携を密に図り、仕事面や生活面における課題解決に向け支援をしていきます。

平成30年度は合計10名の方にサービスを利用していただきました。そのうち5名の方が一般就労をし、実習件数（一般就労に向けた）は5件（5社）でした。

平成31年度は、職場実習の件数と就職件数を増やしていきたいです。職場開拓に力を入れ、より多くの実習先を確保していきます。就職前に様々な実習を行うことで、利用者さんの経験値を増やし、より納得のいく就職ができるよう支援していきます。事業所内の枠を超え、生活訓練、就労継続支援B型とも連携し、事業所全体として就職者が増えるように支援をしていきます。

また、平成31年度から新たに就労定着支援事業が始まります。これから一般就労される方は勿論ですが、今まで一般就労された方も就職から3年間はサービスの対象となります。就労定着支援事業のサービスにつなげることで、より多くの方が職場定着できるよう支援をしていきます。また、事業所から一般就労された方だけでなく、地域の各福祉事業所から一般就労された方もサービスの対象となります。そのため、今まで以上に、就業・生活支援センターを始め、地域の各福祉事業所とも密に連携を図り、充実したサービス提供ができるようにしていきます。



#### ④ 就労継続支援B型

##### <作業班>

- i) 一般企業からの受注作業の提供（部品加工、紙器加工、分別、計量梱包等）
- ii) 菓子製造、手工芸製作などの生産活動と販売活動の提供
- iii) リサイクル品（古新聞、古雑誌、アルミ缶、段ボール等）の回収と処理
- iv) 就労に必要な知識や能力の開発、習得のための指導や支援
- v) 事業所以外における施設外就労や施設外支援、うどんカフェや企業での就労及び実習等の実施

平成30年度は、既存の作業に加え新たな試みとして、山梨県農福連携推進センターから紹介をしていただいた花苗農家様から作業委託を受け、鉢上げ作業等を行いました。農家様からは高評価をいただき、31年度も継続して契約していただけることになりました。利用者さんたちも意欲を持って取り組み、春からの作業再開を楽しみにしています。

平成31年度の利用者は、他事業からのサービス変更者が1名加わり27名になります。それぞれの強みや好みに配慮した作業を提供するとともに、新規の取引先の獲得、就労継続支援B型からの一般就労促進等にも継続して取り組んでまいります。イベント出店での利益率の高い商品の販売や、手工芸製作にも力を入れていきます。

菓子・食品製造では、新たにパン類をイベント等で製造販売し、乾物・漬物食品等も幅広く製造していきます。また販路の拡大にも取り組んでいきます。

うどんカフェありんどうでは、ポイントカード・チラシ配布等で来店者数を増やす努力をし、お客様が居心地良くお食事ができるような環境作りを心がけていきます。また障害をもつ方が働く場として仕事の体験ができる機会を増やすことができるよう努めます。



## ＜厨房班＞

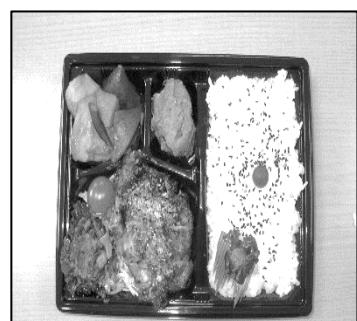
- i ) 調理で必要な技術を習得できる訓練と実践を提供します。  
(野菜や魚など原材料や調理器具の名前や扱い方、切る・剥く・洗うなど調理方法等)
- ii ) 配達、回収、買い物、各種イベントなど地域の方々とのコミュニケーションの場を提供し、社会性を習得できる訓練を行います
- iii) 個別支援計画に基づき、利用者個々に必要な訓練や活動を提供します

平成30年度は、前年度と比べ食数の減少もなく提供することができました。常連顧客様を通して特別注文弁当を依頼されたこともありました。また、市民会館でイベントがある時にはカフェありんどうを通して注文を受け、お弁当と食後の飲み物をタイアップして提供することが何度かありました。

厨房班の体制としては、1月から職員が産休に入ったため、新たに職員が1名加わり職員4名・利用者さん5名で頑張っています。

平成31年度は、消費税増税や原材料・消耗品等の高騰を見越してお弁当価格の見直しを検討します。お弁当価格の見直しに伴い、お弁当の内容や量、消耗品等の使用量を工夫するなどコストの削減にも取り組んでいきます。

利用者さんの衛生面、体調面に気をつけ、お客様や利用者さんにも満足していただけるお弁当作りを目指します。



## (2) 事業所の共通目標

1. 利用者のニーズを把握し、社会通念に照らした取り組みをする中で、障がいがあっても、できる事を通して社会貢献し生き甲斐のもてる生活の獲得を目指します。
2. 活動や作業を通して社会に必要とされている事や自分の能力の可能性を知り、責任をもつて行動することで、自立へつながる事を実感できる取り組みを目指します。
3. 個々の体調や精神状態にあわせた柔軟な対応ができる支援体制を確立すると共に、利用者が自身で健康に留意し、自己の体調管理ができるよう支援を図ります。
4. 地域への奉仕活動や交流活動を通して、地域に応援してもらえる人作り、事業所作りに力を注ぎ、共に生きる社会の実現を目指します。

## (3) 日 課

9：00	ラジオ体操・全体朝礼	13：00	①午後の作業開始
9：10	事業ごと朝の会	13：30	②午後の作業開始
	午前の作業	15：30	休憩
12：00	昼食・昼休み① (生活訓練・継続B)	15：45	掃除
12：30	昼食・昼休み② (就労移行・厨房班)	16：00	事業ごと帰りの会
		16：30	帰宅

## (4) 支援計画

サービス管理責任者が、利用者及びご家族に面談し、ご本人やご家族の意向を尊重した利用者のやる気を引き出せる個別目標と支援計画を担当支援員等の意見を踏まえ作成し、利用者とご家族に説明を行い同意していただいた上で実践して参ります。

さらに定期的にモニタリング、評価、検証を行い、計画の変更や見直しについても利用者やご家族の同意のもとに行います。

## (5) 作業および作業訓練内容

### ① 自立訓練（生活訓練）

家事能力の習得・向上	⇒ 調理訓練、洗濯訓練、掃除訓練、裁縫訓練等
身辺処理能力の習得・向上	⇒ 身だしなみや整容のチェック、歯磨き訓練等
自己管理能力の習得・向上	⇒ 健康チェック、体力作り、病気等の予防学習、時間管理訓練、金銭管理訓練（買い物訓練含む）等
コミュニケーション力の向上	⇒ 挨拶、返事、連絡、報告などの訓練、言葉使いの学習、対面時の距離感や態度の学習、接客の学習 等
地域資源を活用した生活の充実	⇒ 公共機関や資源の活用訓練、創作活動への参加等 地域交流活動（ゴミ拾いやイベント等への参加）

### ② 就労移行支援

- ア) 個別訓練（パソコン、各種運転免許、読み書き・計算、金銭管理、清掃 等）
- イ) 就職準備訓練（ビジネスマナー、履歴書等書類の書き方、面接練習、会社見学、ハローワーク活用 等）
- ウ) 作業訓練（部品の検査や組み立て、洗車作業、環境整備作業 等）

- エ) 施設外訓練（企業実習、うどんカフェ店員、施設外支援や施設外就労の提供 等）
- オ) その他（研修会やイベント参加等）

### ③ 就労継続支援B型

- ア) 羽田紙器（ダンボール組み立てなど）
- イ) 道志ダンパー（部品組み込み）
- ウ) 亀齢堂、ファルマード研究所（健康食品や野草の計量袋詰め）
- エ) 江北ゴム（箱組み立て）
- オ) 中央労働金庫富士吉田支店（チラシ等のセット）
- カ) 火祭りロードレース事務局（　　〃　　）
- キ) リサイクル作業（アルミ、スチール等金属や古紙ダンボール等の回収と処理）
- ク) お弁当作り（事業所昼食、宅配、売店販売、特別注文、イベント販売）
- ケ) お菓子作り、ドライフルーツ作り、手工芸品作り、漬物等加工品作り
- コ) バザーや模擬店等への出店
- サ) 企業実習（あんずの森）
- シ) 施設外作業（うどんカフェ、黒田(株)、青少年センター、ベネック、ミナモト）

## (6) 健康管理における計画

### ① 健康診断の実施（年1回）

- ・財団法人山梨県健康管理事業団で実施する健康診断
- 胸部レントゲン　　身体測定　　血圧測定　　血液検査  
尿検査　　視力　　聴力　　心電図　　問診

### ② インフルエンザ　ノロウイルス等に対する予防

- ・マスク着用、薬用石鹼による手洗いやうがいの励行（外出から戻った後やトイレの後、食事の前、その他必要に応じて）
- ・掲示物や声かけにより目や耳からの情報を提供。
- ・実際に正しい手洗いやうがいができるよう訓練。

### ③ 事故等の発生時の対応

- ・急病、発作、事故等については、人命に関わるものは消防署に通報し救急にて応急処置を施す。
- ・軽度のものでは、できる限りの応急処置をし、通院の必用があれば職員が同行。家族にも連絡をする。
- ・その限りではないものは、施設で休養するか早退などの対応をとる。

## (7) 教養・娯楽・行事における計画

### ① 社会人として必用な教養を身に付け、季節の行事や地域での祭りや催しに積極的に参加し、交流や娯楽を通して生活に潤いと楽しみを得る。

- 1日行楽　　お花見　　ボウリング大会　　忘年会　　親睦旅行  
季節の行事や祭りへの参加及び見学　　社会施設等の見学  
研修会・勉強会（時事問題　障害者関連の問題や話題　生活研修など）

### ② 障害者スポーツ大会への参加

- ボウリング　水泳　フライングディスク　陸上　など

- ③ 障害者援護の会ありんこ、ありんこクラブ、ありんこの保護者会・友の会が主催するイベントへの支援や協力または合同開催のイベントへの参加及び協力  
新年互礼会 ありんこ祭り フリーマーケット広場 手話コーラス
- ④ 地域のイベントや他施設との交流、研修会等への参加  
富士ふれあいの村祭り ヨハネ祭 pal-pal 祭 けやき園桜祭り あんずの森祭り  
新倉山浅間公園桜祭り 富士吉田市立看護専門学校学園祭 富士山マーケット  
忍野村福祉健康祭り 西桂福祉健康祭り ふじみサロン祭り 富楽時祭り  
青少年センター赤い屋根のお祭り 麦の穂交流会 富士吉田太陽の集い  
いづみ主催研修会 富士ふれあいセンター主催研修会  
その他（地域での祭事やイベント、研修会等）

#### (8) 防災訓練

- ・消防計画に基づき、年2回実施します。
- ・地域主催の防災訓練、避難訓練に参加します。

#### (9) 防犯訓練

- ・防犯計画に基づき、年2回実施します。

### 4. 地域との連携

#### (1) ボランティア、実習生の受け入れ

事業所の運営方針に基づき、地域に開かれた地域貢献のできる事業所、地域に正しい理解の輪を広げ応援していただける取り組みの実践の一環として、学生や一般のボランティア及び福祉・保育・教育・医療を学ぶ学生の実習等を受け入れています。

#### (2) 障がい児・者の実習や体験の受け入れ

支援学校が実施する現場実習や、障害者就業・生活支援センターが行う就労基礎訓練の併設施設として、就労を目指す障がい児・者の作業体験を受け入れています。

#### (3) 地域との交流

- ・地域で開催される福祉関係主催以外のイベント等へ参加・協力します。  
(大明見地区夏祭り、富士吉田市制祭、県民の日祭、地域節分祭、富士吉田市社協祭)
- ・事業所主催のイベントへ地域の皆様を招待し交流をもちます。  
(ありんこ祭り、研修会、フリーマーケット)
- ・地域の自治会へ加入し清掃や行事に積極的に参加します。
- ・地域の団体、企業、学校等からの事業所見学や講演・研修依頼に応じます。

### 5. 職員研修会、会議

#### (1) 職員研修

職員は必要な研修や支援員として個人的なスキルアップのための勉強等、福祉支援のプロとしての資質、力量を高める努力をし、利用者との信頼関係の構築、相談事への対応、本人中心の支援に向けた取り組みなどに知識と誠意と自信をもって当たれるよう、自己啓発を基本に事業所内研修会の開催や各種研修会への参加、他事業所等の見学などを積極的に行います。

また、法人に対しては、研修などが受講しやすい環境作りや係る費用の支援などについてバックアップしていただけるよう働き掛けていきます。

## (2) 職員会議

事業所運営、支援体制をより円滑に柔軟にするために、また、より良き支援の提供のために、次の会議を開催します。

職員会議（月1回） ケース会議（随時） 年度の総括及び計画会議（年1回）  
その他必要に応じた担当者会議（随時）

## 6. 主な年間行事予定

月	活動予定	月	活動予定
4	けやき園さくら祭り出店参加(6) 新倉山浅間公園桜祭り出店参加(6) 障害者スポーツ大会参加 (30) 市立富士吉田看護学校学園祭出店(27) フライングディスク大会参加 (27) お花見交流会	10	ありんこ祭り開催 ヨハネ祭出店参加 富士山マーケット出店参加 県民の日イベント出店参加 富士・東部圏域障害者就職面接会 富士吉田太陽の集い参加
5	障害者スポーツ大会参加(11・12) 赤い屋根のお祭り出店参加(12) ありんこフリーマーケット広場出店参加 防犯避難訓練	11	西桂福祉健康祭り出店参加 防災避難訓練
6	防災避難訓練 ありんこ事業所日帰り研修旅行 麦の穂交流会参加 ふじみサロン春祭り出店参加 富楽時祭り出店参加 富士山マーケット出店参加	12	健康診断 障害者の主張大会へ参加 忘年会 いづみ主催ボウリング大会へ参加
7	忍野村健康福祉祭り出店参加 Pal-pal 祭出店参加 富士吉田市民夏祭りへ出店参加(27)	1	ありんこ新年互礼会開催 郡内地域生活支援協議会交流会へ参加
8	あんずの森祭り出店参加 大明見夏祭り出店参加(14) 火祭りロードレース出店(25) 県障害者芸術文化祭へ出店参加 (30・31)	2	初午祭 節分
9	障害者作品展へ出展 昭和大学体験実習受け入れ(10~21) ふれあいの村祭り出店参加(14)	3	納会

## 平成31年度事業計画 ライフサポートセンターさかえ

平成30年4月よりグループホームあさひと、短期入所ありが亭が新しく開所となり既存のグループホームそよかぜと合わせ“ライフサポートセンターさかえ”としてスタートして1年たちました。

2年目に突入し、さらに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために他機関とも連携を取り合い、地域福祉に貢献できるセンターを目指していきます。

利用者さんが安心して過ごせる場所の確保と受入れ体制の充実を図るために、職員のキャリアアップ、スキルアップを推進して、専門性の発揮を念頭におき事業をすすめてまいります。

### ライフサポートセンターさかえ

短期入所  
ありが亭

グループホーム  
あさひ

グループホーム  
そよかぜ

短期入所

男性グループホーム

女性グループホーム

3床

定員5名

定員7名

管理者 1名

管理者兼世話人 1名

生活支援員 5名

サービス管理責任者兼世話人 1名

世話人（非常勤） 5名

住所：富士吉田市旭2-15-12

電話：0555-22-3770 FAX：0555-22-3770

# 平成31年度事業計画 グループホームそよかぜ・グループホームあさひ

## 1・はじめに

平成30年4月より男性のグループホームあさひの開所に伴い、既存の女性のグループホームと合わせ12名の利用者さんが利用できることになりました。

しかし男性グループホームは定員が5人に対し30年度の入居者は3人と定員を満たしませんでした。

平成31年度の課題としては、新たにグループホームを必要としている方に安心して利用していただけるように働きかけていきます。

また30年度より利用の利用者さんには、新たな課題、目標を見つけていただき、その上で支援の安定化を図り、穏やかに安心した日常の共同生活が送れるように、取り組んでいきたいと思います。

既存の女性グループホームについては、30年度に引き続き、利用者さんの年齢層が高くなってきたるので日々の体調管理、衛生管理に気を配ることを続け、一人一人の希望や目標を再確認すると共に本人の意思を尊重した個別支援計画を作成し支援計画に沿った支援ができるように、関わる関係者皆で力を合わせて取り組んで参りたいと思います。

そのほか、支援者として必要な知識、技術を身に付けるために研修会や他のグループホームの見学勉強会など積極的に行っていきたいと思います。

## 2・事業所の運営業務及び内容

(1)利用定員 そよか・女性7名 あさひ 男性5名

(2)利用現員 そよか・女性7名 あさひ 男性3名

支給決定援護市町村＝富士吉田市3名・都留市1名・道志村1名

西桂町1名・清瀬市1名・上野原市2名・忍野村1名

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合 計
男	0	2	1	0	0	0	3
女	0	0	1	2	2	2	7
合 計	0	2	2	2	2	2	10

(3)職 員 管理者兼世話人 1名

サービス管理責任者兼世話人(常勤)1名

世話人(非常勤) 5名

(4)開設年月日 平成19年11月1日(定員4名)

平成24年 4月1日(定員7名)

平成30年 4月1日(定員12名)

(5)運営基本理念 地域での生活を希望し、共同生活を必要とする人に外部サービス共同生活援助サービスを提供することを目的とし、利用者の障害等を理解し意思及び人格を尊重しながら生活環境に溶け込めるように、利用者の立場に立って援助を行い、利用者の自立生活や地域活動等を図ります。

(6)サービスの内容 ①食事の提供(朝食・夕食)

②日常生活の支援

- ・日中活動の支援
- ・掃除、洗濯、買い物等への支援や働きかけ
- ・悩みや不安などの相談事への助言等の支援

③医療及び健康管理の支援

④金銭管理の援助

⑤行政手続きの支援及び代行

(7)利 用 料 ・そよかぜ

食材料費(朝食、夕食分) 月額20,000円(清算制)

家賃 (月額20,000円のところ特別給付費対象の場合)10,000円

水道光熱費・共益費 月額10,000円

・あさひ

食材料費(朝食、夕食分) 月額20,000円(清算制)

家賃 (月額25,000円のところ特別給付費対象の場合)15,000円

水道光熱費・共益費 月額15,000円

- (8)活動計画
- |     |                            |
|-----|----------------------------|
| 4月  | 旭町お花見出店・ありんこフリーマーケット出店参加   |
| 5月  | あさひ・そよかぜ合同バーベキュー交流会        |
| 8月  | そよかぜご近所バーベキュー交流会・旭町夏祭り出店参加 |
| 9月  | 防災避難訓練                     |
| 10月 | ありんこ祭り参加                   |
| 12月 | クリスマス会・餅つき                 |
| 1月  | ありんこ新年互礼会参加                |
| 2月  | 防災避難訓練                     |
| 3月  | 一日研修                       |
|     | ・利用者誕生会                    |
|     | ・外食(隔月1回)                  |
|     | ・世話人会議(毎月1回)               |
|     | ・バックアップ施設の職員等との交流会(隨時)     |

# 平成31年度事業計画 短期入所 ありが亭

## 1・はじめに

平成30年4月より短期入所ありが亭の事業を開始いたしました。  
保護者や家族などが、病気、冠婚葬祭・就労・災害・出張・看護・介護疲れによる休養、  
その他の理由により、一時的に施設で預かり、入浴、排泄や食事などのサービスを提供します。

平成31年度の課題は、より多くの短期入所を必要としている利用者さんに利用の場を提供し、利用者ひとりひとりの意思及び人格を尊重し、安心して利用していただけるよう体制を整えていきます。

## 2・事業の目的

障がい者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、居宅の生活が一時的に困難になった障がい者に対し短期的な利用を提供して日常生活上の支援を行うことを目的とします。

## 3・事業の基本方針

利用者の障がいを理解し、意思及び人格を尊重しながら、生活環境に溶け込めるように、利用者の立場に立って援助を行い、利用者の自立生活、地域活動等を図っていくことを運営の基本方針としています。

## 4・事業の運営業務及び内容

ご家族の疾病その他の理由・都合等により短期の施設入所を希望される方に入浴・排泄及び食事の支援・その他必要な支援を適切に行います

利 用 定 員 3床

対 象 者 知的障害者 障害支援区分が1以上ある方

対 象 地 域 富士吉田市・富士河口湖町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村

## 5・職員

管 理 者 1名

生活支援員兼務 5名

6・開設年月日 平成30年4月1日

# 平成31年度事業計画 ライフサポートセンターありんこ

平成25年度から、“障がい者就業・生活支援センターありす”と“富士北麓障がい者相談支援センターありんこ”の2事業を一ヵ所にまとめ、6年が経過しました。

関係機関との連携体制の強化や、より専門的で広範囲な相談支援の提供を推進するため、ライフサポートセンターありんこにおいて研修会等を企画し、支援者のスキルアップや地域福祉に貢献できるセンターを目指します。

ここ数年、精神障がい者の就労数が増えてきており、職場定着の難しさが懸念されます。様々な関係機関と連携することにより、企業と福祉の視点から職場での障がい者の理解や働きやすく継続して就労できる職場環境を整えることができます。

## 【平成31年度ライフサポートセンターありんこ事業】

『ライフサポートセンターありんこ内部事例検討会、研修会の開催』

### ライフサポートセンターありんこ

障がい者就業・生活支援センターありす

富士北麓障がい者相談支援センター  
ありんこ

●就労支援や就労生活の相談

●何でも相談と計画相談  
地域定着・地域移行相談

統括センター長兼就労支援ワーカー 1 (三浦)

管理者 1 (角張)

就労支援ワーカー 1 (山口)

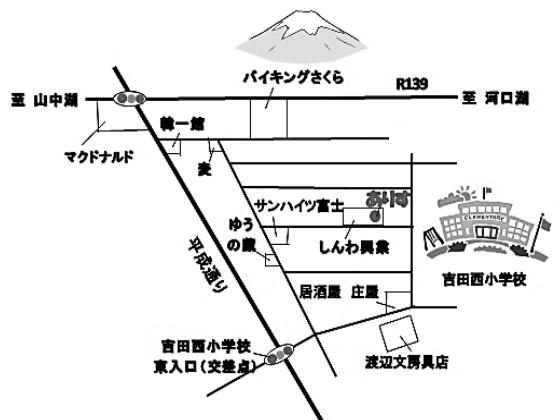
相談支援専門員 2 (渡邊、中澤)

生活支援ワーカー 2 (貴家、 )

事務員 (ありんこ事業所と兼務)

住所：富士吉田市新西原3-4-20 (株式会社しんわ興業敷地内)

電話：0555-30-0505 FAX：0555-30-0506



# 平成31年度事業計画

## 富士北麓障がい者相談支援センターありんこ

<指定特定相談支援及び指定障害児相談支援>

### 1. 事業の目的

障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律(以下「障害者自立支援法」という。)(平成17年法律第123号)に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく指定障害児相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障害者または障害児の保護者に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的としています。

### 2. 運営の基本方針

事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行います。

また、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとします。事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

### 3. 職員の職種、員数及び職務内容

#### (1) 管理者 1名(非常勤)

管理者は、従業員の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。

#### (2) 相談支援専門員 2名(専任2名)

相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を行います。

### 4. 営業日及び営業時間

#### (1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

#### (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

## 5. 事業の内容

- (1) 指定障害福祉サービス等の利用を希望する者から指定計画相談支援の利用の申込みを受けたときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について利用申込者の同意を得た上で支援を実施します。
- (2) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における福祉サービス等の提供体制を勘案し、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討を行い、サービス等利用計画案を作成します。
- (3) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画案を利用者に交付します。
- (4) 相談支援専門員は、支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の原案に位置づけた福祉サービス事業等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を踏まえた上で、サービス等利用計画を作成します。
- (5) 相談支援専門員は、前項のサービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画の内容について、利用者に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画を利用者及び担当者に交付します。
- (6) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握「モニタリング」を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (7) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、支給決定時に市町村が定めたモニタリング期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し面接を行うほか、その結果を記録します。

## 6. 通常の事業の実施地域

富士北麓6市町村全域（富士吉田市 富士河口湖町 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村）  
その他近隣市町村 ただし相談によってこの限りではない。

## 7. 主たる対象者

身体障害児・者 知的障害児・者 精神障害児・者 発達障害児・者 難病の方

## 8. その他

富士・東部相談支援ネットワーク会議

隔月 1回

## <地域移行・地域定着支援>

### 1. 事業の内容

地域移行支援・・・障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行います。

地域定着支援・・・居宅において単身等で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

### 2. 事業の目的

本事業は、関係機関連携の下に、医療、福祉等の支援を行うという観点に基づき、地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進することで、障害者が住み慣れた地域を拠点とし、自らの意向に即して充実した生活を送ることができるようすることを目的としています。

### 3. 事業運営方針

- ① 地域移行支援又は地域定着支援は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関と密接な関係の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行います。
- ② 地域移行支援又は指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行います。
- ③ 事業所は提供する地域移行支援又は地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ④ 利用者の記録や情報を適切に管理し、個人情報の保護に努めます。

### 4. 相談可能な範囲

身体障害者 知的障害者 精神障害者 発達障害者 難病 その他

### 5. 相談担当者

経験のある職員(2名)で対応します。

### 6. 営業日および営業時間

- ① 開所曜日：月曜日～金曜日（緊急時は土曜、日曜、祝日も対応可能とします）
- ② 時間帯：8時30分～17時30分（緊急時は時間外の対応可能とします）
- ③ 休業日：土曜日、日曜日、祝日（緊急時はこの限りではありません）
- ④ 対象・専門外の相談に対する対応：関係機関と連携をとり対応します

## 平成 31 年度事業計画 障がい者就業・生活支援センター ありす

### 1. はじめに

ありすが開所し 9 年目を迎えようとしています。富士北麓、東部圏域の社会資源も徐々にではありますます増えてきております。昨年度「知ってもらいたい！ 我が町の福祉事業所」と題しまして、「障がい者を身近に感じてもらいたい」と北麓地域で活動している福祉事業所の方より地域の住民に向けて、「事業所説明」や「地域との繋がり」などについて話してもらいました。ありすでは関わることの少なかった事業所と繋がることができ、改めて横つながりの大切さを感じました。

本年度も昨年度同様に、職場実習に力を入れていきます。体験的な職場実習を望む声も多く、当センターの職場実習や労働局の実習制度、職業センターの制度を利用しながら、当事者一人一人に合った就労を考えていきます。

目標数値にとらわれてしまい、目の前の支援がおざなりにならないように心掛けていきます。

### 2. 事業の概要

#### (1) 名称設置場所

名 称：障がい者就業・生活支援センター ありす

所在地：山梨県富士吉田市新西原 3-4-20 電話番号 0555-30-0505

#### (2) 職員の設置計画

職 員	人數	勤務形態	性別	経験年数	備 考
主任就労支援員	1	常勤	男	21 年	就労支援経験 12 年 サービス管理責任者
就労支援員	1	常勤	男	17 年	社会福祉主事 就労支援経験 9 年
生活支援員	1	常勤	女	10 年	就労支援経験 10 年 キャリアコンサルタント

### (3) 事業の目的

障がい者の雇用を進める上では、就職や職場定着などの就労面の支援ばかりでなく、生活習慣や日常生活の自己管理等に関する生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要です。

このため、就職を希望する障がい者、何らかの事情により離職した障がい者や離職するおそれがある在職中の障がい者に対し、障がい者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図ることを目的とします。

### (4) 支援対象者

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活または社会生活上の支援を必要とする障がい者が対象です。

- ① 就職するため、また継続的に雇用されるため、就業に係る支援と同時に日常生活において相当程度の支援が必要な者
- ② いったん就職したものの、何らかの理由により離職、もしくは休職するおそれがある者、または何らかの理由により離職した、もしくは休職している者など、職場定着のための継続的な支援が必要な者。

### (5) 雇用安定事業の実施計画

活動内容	実施時期	実施方法
1. 就業支援の実施 (1) 相談・支援の実施	随時	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の支援を行う。</li><li>・事業主のご協力を得ながら、障がい者の就職後の雇用管理に係る助言等を行う。</li><li>・障がい者に対して、職業準備訓練及び職場実習をあっせんする。</li></ul>
(2) 在職者の交流活動の実施		在職者の交流会参加希望者に対して交流会を実施する。交流会では、グループワーク等で職場の悩み等を話し合う場を提供し、不適応課題の早期把握、改善を図り、職場定着を促進する。

活動内容	実施時期	実施方法
(3) 就業支援担当者の研修等	年1回	障害者就業・生活支援センター就業支援担当者経験交流会議に出席し、他のセンターとの交流、情報交換を行う。（就業支援担当者1名）
2. 関係機関との連絡会議の開催	年6回	業務の円滑かつ有効な実施に資するため、労働局、ハローワーク、障害者職業センター、自治体、福祉事務所、就労移行支援事業所、特別支援学校、県内の他の障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連絡会議を開催し、これらの機関との連携を図る。

#### (6) 生活支援事業の実施計画

##### ① 地域内の障害者の状況把握及び登録

活動内容	実施時期	実施方法
(1) 各種相談活動	随時	家庭、施設、学校、職場等への訪問または電話、メール等による相談や来所による相談を行う。
(2) 地域へのPR活動	随時	施設や学校、自治体等への訪問や各種関係会議等でのPRを行う。

##### ② 登録された障害者に対する支援

活動内容	実施時期	実施方法
(1) 各種相談活動	随時	家庭、施設、学校、職場等への訪問または電話、メール等による相談や来所による相談を行う。
(2) ケース会議の開催または出席	随時	関係者によるケース会議の開催、出席をする。

活動内容	実施時期	実施方法
(3) 同行支援	随時	各種手続き、職場訪問、ハローワーク等への同行支援を行う。
(4) その他	必要時	各支援に必要とされる課題への取り組みを行う。

### ③ 関係機関との連絡調整

活動内容	実施時期	実施方法
(1) 就業・生活支援センター合同連絡会議	年4回	県内4センター合同(持ち回り)会議の開催を行う。
(2) 各地域自立支援協議会就労部会への出席	1~2ヵ月毎	各地域自立支援協議会就労部会主催の会議へ出席する。
(3) 支援学校、事業所主催の会議への出席	随時	依頼等により出席する。
(4) 連絡調整等	随時	必要時に訪問、電話、メール等により連絡調整を行う。

## 3. 昨年度の実績と今年度の目標

	平成30年度実績 (H30.12末日現在)	平成31年度目標
登録者数	323名	350名
相談件数	2,231件	3,800件
就職件数	42件	55件
実習件数	16件	30件

## 平成31年度 富士北麓障害者基幹相談支援センター(ふじのわ)事業計画書

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
今年度全体目標	①終結していないケースについて、事例検討会等を実施し、チームで検討し解決できる体制を作る。 ②事業所(福祉サービス事業所等、相談支援事業所、保健所、医療機関、行政等)と連携し、人材育成や研修会を企画していく。 ③自立支援協議会等と連携しながら地域つくり体制を構築ていき、新たに立ち上がったプロジェクト(強度行動障害・地域生活拠点)チームに関わっていく。												
談総支援的の・実専施的な相	目標	①専門性を高めるために、事例検討会の出前出張方式も取り入れながら、スーパービジョンを展開する。 ②6市町村や他機関が抱えている困難ケースを共有し、官民協働で連携を図りながら解決に取り組む。											
	取組内容	・基幹相談支援センターの周知(6市町村の広報やチラシの配布等) ・ふじのわ内でのミーティングを毎週月曜日の朝礼時に実施する					・市町村とのミーティングの実施 ・スーパービジョンの実施(事業所等へ出張講座)						
	方法・スケジュール	ミーティング 事例検討会					スーパービジョン						
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
相談支援体制の強化	目標	①関係機関とのネットワーク図る(相談支援事業所や精神科病院、居宅介護事業所等・児童関係者との連携) ②富士・東部相談支援ネットワークの後方支援 ③居宅介護事業所や介護支援専門員との連携を図る											
	取組内容	・富士・東部相談支援ネットワークとの連携強化 ・居宅介護事業所との意見交換会				・居宅介護事業所、居宅介護支援事業所等の研修会の実施 ・移動に関する研修会の実施							
	方法・スケジュール	移動に関する支援体制 居宅介護事業所意見交換会		支援学校保護者に向けての研修会		相談ネットワーク	居宅介護研修会	居宅介護事業所意見交換会				相談ネットワーク	
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
地域移行・地域定着の促進	目標	①富士・東部地域移行体制整備協議会(案)の検討を行い、精神障害者にも対応した地域ケアシステムの土台つくりを行う。 ②県内の精神科病院へ基幹相談支援センターの開所の周知と、地域移行を進めるための連携を図る。 ③精神障害者の理解のために研修会を検討する。											
	取組内容	・精神科医療関係者へ基幹相談支援センターの開設の周知徹底 ・地域移行の事例を用いて地域移行・定着の学習会の開催(9月)			・保健所と連携し地域移行体制整備協議会の体制作り ・市町村と計画相談事業所とのケース検討会開催								
	方法・スケジュール	関係機関との連携		精神障害者の理解促進研修				地域移行定着の研修会					
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
普及啓発活動等	目標	①地域住民や保護者に向けて障害の理解や、福祉サービスの理解を促進する。											
	取組内容	・福祉サービス等の説明や理解等を支援学校や地域の学校へ発進する。 ・児童部会と連携しながら、地域の学校への普及活動を検討する。			・県地域移行支援事業との連携を図りピアソーターを活用し、精神障害者への理解を深める(民生委員の定例会や研修会への参画) ・地域の防災訓練の参加を促す								
	方法・スケジュール	当事者避難訓練検討 住民理解促進				富士河口湖児童民生委員会研修							
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
見権利度擁の護相・談虐待等の防止・成年後	目標	①障害者虐待防止法と障害者差別解消法の理解促進を図るため、具体的に市町村と協議を行う。 ②県自立支援協議会権利擁護部会と連携し、差別解消に関する研修会を行う(県からの出前講座の利用)。 ③成年後見利用制度の普及・支援について、市町村の実態調査を実施する。											
	取組内容	・自立支援協議会において差別解消法の事例の確認 ・成年後見利用制度の実態調査 ・差別解消法地域相談員との連携(6市町村)の研修会の実施			・自立支援協議会において差別解消法の事例の確認 ・成年後見利用制度の実態調査のまとめ ・日常生活自立支援事業(社協)との連携								
	方法・スケジュール	成年後見制度支援 虐待防止の相談・支援 社協との連携 差別解消法研修会		成年後見利用実態調査				成年後見利用実態報告					
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
自立支援協議会の運営	目標	①強度行動障害・地域生活拠点の両プロジェクトチームの事務局として参画し、県自立支援協議会に当団域の課題として提案しながら、県と連携していく。 ②年2回の全体会を検討し、地域の課題が解決できるようにつなげていく。											
	取組内容	・自立支援協議会の事務局(会議録作成、開催通知、出欠席確認、資料作成、会場設営、全体会の起案書作成等) ・各部会への参加(部会から課題を抽出する) ・協議会にて毎月の実績報告			・自立支援協議会の事務局(会議録作成、開催通知、出欠席確認、資料作成、会場設営、全体会の起案書作成等) ・各部会への参加(部会から課題を抽出する) ・協議会にて毎月の実績報告								
	方法・スケジュール	事務局部会参加実績報告 全体会開催				全体会開催	自立支援協議会に提案						
基幹の目的							基幹相談支援センターの評価						
・地域における相談支援の中核的な役割を担う ・総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害・高次脳機能障害・難病者・発達障害・障害児等)及び各種サービスの利用援助や調整・社会資源の活用・情報提供等の実施に必要な支援を行う。 ・富士北麓地域を基盤とし、関係機関との連携を図りなら、障害者(児)の自立と地域生活の推進を図るための拠点とした相談支援体制の要となる体制つくり。							①年2回の富士北麓障害者自立支援協議会の全体会において半期ごとの報告と評価を頂く。 ②毎月、運営会議にて、前月の基幹相談支援センターの実績や課題などを報告し、評価を得る。 ③年度初めに事業計画書、終わりに報告書を作成し、協議会で評価を得る。						